

神戸市フリースクール等利用料助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の学習機会の確保及び多様な学びの選択肢の拡大を図るため、フリースクール等民間施設（以下「フリースクール等」という。）の利用に要する経費について予算の範囲内で助成することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）不登校児童生徒 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者という。
- （2）フリースクール等 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としており、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、児童生徒の社会的な自立に向けて学習支援、心理的支援、その他の支援を行う民間施設をいう。
- （3）保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する者をいう。
- （4）通所型 不登校児童生徒が施設に通所して支援を受ける形式をいう。
- （5）オンライン型 不登校児童生徒がオンラインにより支援を受ける形式をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、フリースクール等の利用料を負担する不登校児童生徒の保護者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）不登校児童生徒が、神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍していること。
- （2）不登校児童生徒が、在籍校において、フリースクール等における相談・指導又はオンラインを活用した学習活動について、指導要録上の出席扱いと認定されていること。
- （3）不登校児童生徒が、第9条に規定する認定施設を利用していること。
- （4）フリースクール等利用料又はこれに類する費用に対して、他の助成を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、助成対象者が当該年度内にフリースクール等に支払った経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 授業料
- (2) 施設利用料
- (3) その他市長が認める費用

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の総額の2分の1に相当する額(百円未満の端数は切り捨てる。)とし、不登校児童生徒1人につき、次の各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 通所型 月額20,000円
- (2) オンライン型 月額15,000円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書類を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)によって、市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクール等の利用に関する契約内容が確認できる書類
- (2) フリースクール等利用料の支払状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請内容を審査し、交付が適当であると認めたときは、フリースクール等利用料助成金交付決定通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付が適当でないと認めたときは、フリースクール等利用料助成金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金等の支払)

第8条 第7条第1項の決定を行ったときは、市長は速やかに補助金等を補助対象者等に支払うものとする

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認めるとき。

(施設の認定基準)

第10条 市長は、フリースクール等が、別表に定める基準をすべて満たす場合に限り、認定を行うものとする。

(施設の認定申請)

第11条 前条認定を受けようとするフリースクール等の運営者は、次の書類を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設概要、人員体制、活動内容等を確認できる書類
- (2) 利用料の額が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(施設の認定の通知)

第12条 市長は、前条の申請を審査し、認定が適当であると認めたときは、フリースクール等利用料助成金施設認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、認定が適当でないと認めたときは、フリースクール等利用料助成金施設不認定通知書（様式第4号）により通知する。

(認定施設の内容変更、廃止及び休止)

第13条 認定施設の運営者（以下「認定施設運営者」という。）は、認定内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 認定施設運営者は、施設を廃止し、又は休止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(施設認定の取消し)

第14条 市長は、認定施設運営者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 第10条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは、フリースクール等利用料助成金認定施設取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 施設の認定基準（第9条関係）

1. 実施主体 (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有している。
2. 事業運営・透明性 (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている。またオンライン型の場合は、自主学習やオンデマンド学習の教材を提供するだけでなく、オンラインを通じて直接授業・指導を行うことを主たる事業とし、社会的な自立に向けて児童生徒を支援することを目的としている。 (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされている。
3. 相談・指導 (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われている。 (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされている。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われている。 (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われている。また、我が国の義務教育制度を前提としたものである。 (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされている。 (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていない。
4. 相談・指導スタッフ (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有している。宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されている。 (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっている。
5. 施設・設備 (1) 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有している。特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有している。
6. 学校・教育委員会との関係 (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
7. 家庭との関係 (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関

係が保たれている。宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されている。